

08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
03032	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	「木造、高さ8m、地上2階建ての飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡のものにおける、屋根の過半の模様替」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文にある「飲食店」は、「別表1(イ)欄用途」に該当する特建であり、延べ面積200㎡を越えるため、「法6条」の「一号」条件に該当する。また、屋根は主要構造部(法2条第五号)であり、その過半の修繕は大規模の修繕(法2条第十四号)である。ゆえに、問題文の場合には、申請義務が生じる。 <i>十五号 不要な模様替</i> <i>既存と異なる材料(スレート→金属)</i> <i>既存と同じ材料</i>	○ <i>総の構成</i> <i>一～三号</i> <i>建築+大規模修繕</i> <i>ク模様替</i> <i>四号</i> <i>建築</i>
16021	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内において、延べ面積300㎡、木造、地上2階建ての助産所の屋根の過半を修繕する場合、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文にある「助産所」は、「別表1(イ)欄用途」に該当しないため、「類似特建(令115条の3)」をチェックする。その一号の「(二)項用途に類するもの」の中に「児童福祉施設等」とあり、「児童福祉施設等」については、「令19条1項」に規定されている。「助産所」はその中に含まれているため特建であり、延べ面積300㎡であるため、「法6条」の「一号」条件に該当する。また、屋根は主要構造部(法2条第五号)であり、その過半の修繕は大規模の修繕(法2条第十四号)である。ゆえに、問題文の場合には、申請義務が生じるため、誤り。	× <i>特建200㎡超え</i> <i>*木造に反り引は入れない!</i> <i>二号でOKして該当しない</i> <i>→四号はNG</i> <i>(一、二号)</i> <i>→四号</i>
02034	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	「木造、延べ面積150㎡、高さ8m、平家建ての集会場の屋根の大規模の修繕」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の模様替の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「一号～三号条件」のいずれにも該当しない。よって、主要構造部(法2条第五号)である屋根の過半の修繕(大規模の修繕)であっても、確認済証の交付を受ける必要はない。	× <i>(一、二号)</i> <i>→四号</i>
30033	確認申請	大規模の模様替	「鉄骨造、延べ面積200㎡、平家建ての事務所、屋根の過半の修繕」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の模様替の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は「法6条第一号～三号条件」のうちのいずれにも該当せず、申請義務は生じないため、確認済証の交付を受ける必要はない。	× <i>(一、二号)</i> <i>→四号</i>
27033	確認申請、用語の定義	大規模の修繕	都市計画区域内における「木造、延べ面積300㎡、高さ8m、平家建ての神社の屋根の大規模の修繕」は、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「法6条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「一号～三号条件」のいずれにも該当しない。よって、主要構造部(法2条第五号)である屋根の過半の修繕(大規模の修繕)であっても、申請義務は生じない。	○ <i>(一、二号)</i> <i>→四号</i> <i>*神社は建屋</i>
02043	確認申請	計画の変更	建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)をして、当該建築物を建築しようとする場合において、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかでないものは、あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条1項」のカッコ書きに「計画の変更」について載っており、「確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く。)を行う場合、あらかじめ、主事の確認を受けて、確認済証の交付を受けなければならない。」とわかる。「軽微な変更」については、「規則3条の2」に載っており、その「三号」より「建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更は、軽微な変更」に該当する。」とわかる。よって、問題文の場合、あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。(この問題は、コード「17052」の類似問題です。) <i>当然</i>	○ <i>周囲に同じ高さの建屋</i>
03041	確認申請	計画の変更	建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)をして、当該建築物を建築しようとするときは、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかでないものは、あらかじめ確認済証の交付を受ける必要はない。	「法6条」に「計画の変更」について載っており、そこを訳すと「確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更(省令で定める軽微な変更を除く。)をして、法6条第一から三号条件に該当する建築物を建築する場合においては、あらかじめ、主事の確認を受けて、確認済証の交付を受けなければならない。」とわかる。また、「規則3条の2」に「計画の変更が除外される軽微な変更」について載っており、その「二号」より「敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更は、計画の変更から除外される(あらかじめ、確認済証の交付を受ける必要はない。)」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「19044」の類似問題です。)	○ <i>済証の後に土地取得容積率(小)遅延率(小)</i>
02011	確認申請	建築基準関係規定	港湾法第40条第1項及び特定都市河川浸水被害対策法第8条の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。	「令9条」に「建築基準関係規定」の解説が載っており、その「三号」、及び、「十六号」より、「港湾法第40条第1項及び特定都市河川浸水被害対策法第8条並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。」とわかる。(この問題は、コード「24014」の類似問題です。) <i>たの付で検査して可!</i>	○ <i>「0」の定義</i> <i>該当する建築物は時間がかかる</i>

4球2はトライは3川直寄も重要

08.「申請手続」のピックアップ問題

「建築」との違いは？

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24021	確認申請	増改築 10㎡緩和	防火地域内において、「鉄骨造、延べ面積100㎡、平家建ての事務所における床面積10㎡の増築」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、その「2項」より、「防火地域及び準防火地域以外」において、建物を増改築・移転する場合、その床面積が10㎡以内であるときには申請義務は生じない。」(通称:増改築・移転10㎡緩和)とわかる。問題文の場合、「防火地域内」とあるため、「増改築・移転10㎡緩和」は適用されず、申請義務が生じる。(この問題は、コード「18031」の類似問題です。) <i>数値的印象が強いけど問われるのは。</i>	○ <i>問題文の前提に記載</i>
03031	確認申請	増改築 10㎡緩和	準防火地域内において、「鉄骨造、延べ面積100㎡、平家建ての一戸建ての住宅における、床面積8㎡の増築」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、その「2項」より、「防火地域及び準防火地域以外」において、建物を増改築・移転する場合、その床面積が10㎡以内であるときには申請義務は生じない。」(通称:増改築・移転10㎡緩和)とわかる。問題文の場合、「準防火地域内」とあるため、「増改築・移転10㎡緩和」は適用されず、申請義務が生じる。	○
25031	確認申請	新築	都市計画区域内における「鉄骨造、延べ面積10㎡、高さ6m、平屋建ての倉庫の新築」は、確認済証の交付を受ける必要がない。	問題文の建物は、「法6条」の「一〜三号」条件のいずれにも該当しないが、「四号」条件である「都市計画区域内における建築」に該当するため申請義務が生じる。 <i>10㎡で出題したら増改築10㎡カマと誤同しかろ</i>	×
29033	用語の定義	新築	防火地域内における、鉄骨造、延べ面積400㎡、平家建ての、鉄道のプラットホームの上家の新築は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法2条第一号」より、問題文にある「鉄道のプラットホームの上家」は「建築基準法上の建築物に該当しない。」とわかる。ゆえに、申請義務は生じない。 <i>法6条の前</i>	×
30031	確認申請	新築	「都市計画区域内における鉄骨造、延べ面積100㎡の、屋外観覧場の新築」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法6条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「第一号から第四号までの条件に該当する建物を建築しようとする場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、都市計画区域内における新築であり、「四号」条件に該当するため、申請義務が生じる。 <i>法2条第一号「建築物」</i>	○
24023	法もくじ	適用の除外	防火地域内において、「れんが造、延べ面積600㎡、地上2階建ての美術館で、文化財保護法の規定によって重要文化財として指定されたものの移転」は、確認済証の交付を受ける必要がある。	「法3条第一号」より、「文化財保護法の規定によって重要文化財として指定された建築物で、基準法の規定に適合しないものについて、基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は適用しない。」とわかる。よって、問題文の「重要文化財として指定された美術館の移転」は、確認済証の交付を受ける必要がない。	×
23041	確認申請	申請手続	建築主事は、建築確認の申請書を受受理した場合において、申請に係る建築物の計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。」とわかる。また同条「7項」より、「建築主事は、確認済証を交付することができない合理的な理由(建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由)があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を申請者に交付しなければならない。」とわかる。	「法6条4項」より、「建築主事は、確認の申請書を受受理した場合においては、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。」とわかる。また同条「7項」より、「建築主事は、確認済証を交付することができない合理的な理由(建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由)があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を申請者に交付しなければならない。」とわかる。 <i>(長文だけど権利行使も無し)</i>	○
03213	確認申請	確認の特例	一級建築士の設計に係る木造、延べ面積120㎡、高さ9m、地上2階建ての一戸建て住宅においては、建築物の建築に関する確認の特例により、建築基準法令の規定の一部が審査から除外される場合であっても、当該規定は遵守されなければならない。	「法6条の4」に「申請義務が生じる建物の特例措置」について載っており、その「三号」より「法6条1項四号(通称:四号物件)の建築について建築士が設計を行った場合、申請の一部が免除される。」とわかる。ここで注意すべきことは、あくまで規定の一部が審査から除外されるだけであり、審査の有無に係らず法令(当該規定)は遵守されなければならない。(この問題は、コード「21301」の類似問題です。) <i>→ 令10条(この規定が除外される)問われる。</i>	○
21041	確認申請	確認の特例	確認済証の交付を受けなければならない建築物である認証型式部材等の新築の工事にあっては、工事が完了したときに、建築主事等又は指定確認検査機関の完了検査を受ける必要はない。	「法68条の20」に「認証型式部材等の特例措置」について載っており、その1項及び2項より、「認証型式部材等においては、確認申請の交付に関する審査のうち、一部の審査(法6条第4項、6条の2第1項等)について、当該型式が審査に適合したものとみなし、所定の建築物である認証型式部材等においては、完了検査における一部の検査(法7条第4項、第7条の2第1項等)について、当該型式が検査に適合したものとみなす。」とわかる。問題文に、「工事が完了したときに、建築主事等又は指定確認検査機関の完了検査を受ける必要はない。」とあるが、ここで注意すべきことは、個別の認証型式部材等について、検査事項から除外されるだけで、建築物の完了検査そのものが免除されるわけではない。ゆえに、建築主事又は指定確認検査機関の完了検査を受けなければならない。問題文は誤り。(この問題は、コード「18035」の類似問題です。)	×

08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20054	確認申請	中間検査	建築主は、階数が3以上である鉄筋コンクリート造の共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。	「法7条の3」より、「建築主は、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の政令で定める工程を終えたときは、建築主事の検査を申請する。」とわかる。また「政令で定める工程」については、「令11条」に載っており、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」とわかる。尚、「法7条の4」により「大臣等の指定を受けたもの(指定確認検査機関)による中間検査」がある場合は、主事の中間検査は行われない。問題文は正しい。 <i>法7条の4ではなく、法7条の3という意味。</i>	○
26044	確認申請	中間検査	建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上4階建ての寄宿舎の新築の工事において、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程(特定行政庁が指定する工程はない)を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。	「法7条の3」より、「建築主は、階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の政令で定める工程を終えたときは、建築主事の検査を申請する。」とわかる。また「政令で定める工程」については、「令11条」に載っており、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」とわかる。問題文には「寄宿舎」とあり、これに該当しないため申請の必要はない。 <i>共同住宅とは別モノ。 失念ハヤーン (実務経験で「二号」で検査。単に鉄筋を配し類似特選と勝手に判断)</i>	×
23044	確認申請	中間検査	特定工程を含む建築工事の場合、建築主は、当該特定工程に係る工事を終えたときは、建築主事又は指定確認検査機関による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該特定工程後の工程に係る工事を施工してはならない。	「法7条の3」に「中間検査」の解説が載っており、その「6項」を訳すと「特定行政庁が指定した特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。」とわかる。(この問題は、コード「14032」の類似問題です。) <i>つまり「7項」完了検査で「同じ特選は不要」といふ意味)</i>	○
24041	確認申請	仮使用	木造、延べ面積120㎡、地上3階建ての一戸建ての住宅を新築する場合においては、当該建築物の建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該建築に係る建築物を使用することができない。	「法7条の6」より、「法6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事、避難施設等に関する工事を含むものをする場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用してはならない。」とわかる。問題文の建物は、木造3階建てのため、「二号」に該当する。 <i>法6条第一号 ・新築増築等 又は 増改築修繕大規模修繕模様替等避難施設等に関する工事の場合</i>	○
20051	確認申請	仮使用	鉄骨造、地上5階建ての共同住宅の増築の工事で、避難施設等に関する工事を含まないものをする場合においては、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。	「法7条の6」より、「第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事、避難施設等に関する工事を含まないものをする場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。」とわかる。(この問題は、コード「15034」「16022」「19042」の類似問題です。)	○
01041	確認申請	仮使用	鉄骨造、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅を新築する場合においては、当該建築物の建築主は、検査済証の交付を受ける前においても、指定確認検査機関が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるときは、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。	「法7条の6」より、「第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用することができない。」とわかるが、「同条ただし書き」より、「(第一号)特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるとき、(第二号)建築主事又は指定確認検査機関が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして大臣が定める基準に適合していることを認めるときに該当する場合、建築主は、検査済証の交付を受ける前に、建築物の部分を使用することができる。」とわかる。	○
02044	確認申請	仮使用	建築主は、鉄骨造、延べ面積200㎡、平家建ての飲食店を新築する場合においては、検査済証の交付を受けた後でなければ、建築物を使用してはならない。	「法7条の6」より、「法6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築、増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事、避難施設等に関する工事を含まないものをする場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用してはならない。」とわかる。問題文の建物は、「一号から三号」には該当しないため、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を使用することができる。 <i>→完了検査は必要。</i>	×

08.「申請手続」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24043	確認申請	安全上の措置	延べ面積4,500㎡の病院(5階以上の階における病院の用途に供する部分の床面積の合計が1,200㎡のもの)の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事中において当該建築物を使用する場合には、当該建築主は、建築確認及び仮使用の承認に加え、あらかじめ、当該工事中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」に「安全上の措置等に関する計画の届出」の解説が載っており、「所定の特殊建築物で、政令で定めるものの新築工事又は避難施設等に関する工事中に、その建築物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。その「政令で定めるもの」については「令147条の2」の「二号」より、「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500㎡を超えるもの」とわかる。問題文の場合、この部分の面積が「1,200㎡」とあるため、「建築確認及び仮使用の承認」は必要となるが、「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。 <i>仮使用は別。</i>	×
03042	確認申請	安全上の措置	延べ面積2,000㎡、地上4階建ての病院の避難施設等に関する工事中において当該建築物を使用する場合には、当該建築主は、仮使用の認定を受けるとともに、あらかじめ、当該工事中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」に「安全上の措置等に関する計画の届出」の解説が載っており、「所定の特殊建築物で、政令で定めるものの新築工事又は避難施設等に関する工事中に、その建築物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。その「政令で定めるもの」については「令147条の2」の「二号」より、「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500㎡を超えるもの」とわかる。問題文の場合、「4階建」とあるため、「建築確認及び仮使用の認定」は必要となるが、「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。よって誤り。	×
30041	確認申請	安全上の措置	既存の地上5階建ての病院(5階における当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡のもの)に設けた非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事中に、当該建築物を使用する場合には、当該建築主は、あらかじめ、工事中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。	「法90条の3」、「令147条の2第二号」より、「病院の用途で5階以上の階における床面積の合計が1,500㎡を超えるもので、新築工事又は避難施設等に関する工事中に、その建築物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。ただし「法7条の6」、「令13条の2」より、「非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事は、避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事に該当する。」とわかる。よって、「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。	×
29303	確認申請	定期報告	患者の収容施設がある地上3階、床面積300㎡の診療所(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一定の資格を有する者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」より、「①「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、②「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(階数5以上で延べ面積1,000㎡を超える事務所等)」で定める建築物)で行政庁が指定するもの所有者等は、定期的に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の建築物は「令16条第三号」に該当するため、定期報告義務が生じる。問題文は正しい。 <i>① 政令。(全国ルール) ② 指定(地裁ルール) ①E補充3</i>	○
01042	確認申請	定期報告	延べ面積3,000㎡、地上5階建ての事務所の用途に供する建築物(国等の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するもの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣から所定の資格者証の交付を受けた者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」より、「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(階数5以上で延べ面積1,000㎡を超える事務所等)」で定める建築物)で行政庁が指定するもの所有者等は、定期的に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の「延べ面積1,000㎡、地上5階建ての事務所」は、「法6条1項第一号」の特殊建築物に該当しないが、「令16条2項」の建築物に該当する。よって、定期的に、行政庁に報告しなければならない。(この問題は、コード「19043」の類似問題です。) <i>令14条の2 → 指定ルール7</i>	○
28043	確認申請	定期報告	延べ面積1,000㎡、地上4階建ての事務所の敷地、構造及び昇降機以外の建築設備については、当該所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況を調査又は検査をさせてその結果を特定行政庁に報告する必要はない。	「法12条」より、「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物(「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項(階数5以上で延べ面積1,000㎡を超える事務所等)」で定める建築物)で行政庁が指定するもの所有者等は、定期的に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の「延べ面積1,000㎡、地上4階建ての事務所」は、「法6条1項第一号」の特殊建築物に該当せず、また「令16条2項」の建築物にも該当しない。よって、定期的に、行政庁に報告する必要はない。	○
02042	確認申請	定期報告	延べ面積150㎡、地上3階建ての事務所に設けるエレベーター(国等の建築物に設けるものを除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、当該エレベーターについて、定期的に、一級建築士等に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。	「法12条」に「定期報告」の解説が載っており、その「3項」より、「昇降機及び建築設備で、政令で定めるもの及び行政庁が指定するもの所有者は、定期的に、一級建築士等の検査を受け、その結果を行政庁に報告しなければならない(=定期報告義務が生じる)。」とわかる。政令で定める昇降機は、「令16条3項第一号」に載っており、「令129条の3第1項各号に掲げる昇降機(=エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)」とわかる(エレベーターは、建築物の用途・規模に関わらず、定期報告の対象となる)。よって正しい。	○
16023	確認申請	報告	特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、指定確認検査機関に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。	「法12条」に「報告、検査等」について載っており、その「5項」及び「同項2号」を訳すと「特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、指定確認検査機関に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。」とわかる。 <i>①号: 行政庁・主事 → 設計者</i>	○